

○西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例

令和4年9月30日

条例第18号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 地下水保全管理計画（第7条）

第3章 地下水の保全及び管理の具体策

第1節 地下水の保全及び管理の基本方針（第8条—第12条）

第2節 対象事業（第13条—第19条）

第3節 有害物質使用事業場（第20条—第24条）

第4節 地下工事（第25条—第31条）

第5節 井戸の設置（第32条—第39条）

第4章 異常時の対策

第1節 汚染時（第40条—第54条）

第2節 渇水時（第55条）

第3節 災害時（第56条）

第5章 雑則（第57条—第63条）

第6章 罰則（第64条・第65条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、石鎚山をはじめとする豊かな森林環境からの恵沢であり、平野を流れ瀬戸内海に注ぐ流域水循環の中で地下に浸透し育まれるうちぬきその他の地下水が、本市の環境、市民の暮らし及び産業に欠かすことのできない重要な地域資源であることに鑑み、地下水を市民の共有財産である地域公水と位置付け、育水の考えの下、保全し、及び管理し、並びに適正な利用を図ることにより、清浄で豊かな地下水を次世代へ引き継ぎ、もって市民の健康の保持、快適で持続可能な生活環境の確保及び維持並びに持続可能な産業の発展に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 流域水循環 水循環基本法（平成26年法律第16号）第2条第1項に規定する水循環（以下「水循環」という。）のうち流域を単位とするものをいう。
- (2) 地下水 本市の区域の地表面下に存在する水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。）をいう。
- (3) 地域公水 地下水を市民共有の公共資源と捉え、地域の水循環の特性に配慮して、市民、事業者等及び市が一体となって保全し、及び管理する理念の下、守られる地下水をいう。
- (4) 育水 うちぬき文化を継承し、健全な水循環の理念の下に地下水を量及び質の両面で育てながら使う持続可能な地下水利用の考え方をいう。
- (5) 事業者等 本市に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者、本市に居所を有する者並びに本市に滞在する者をいう。
- (6) うちぬき文化 古くから本市の人々によって育まれてきたうちぬきその他の地下水と人、環境及び産業との関わりをいう。
- (7) 涵養域 雨水及び湖沼、ため池、水田等にある地表水の浸透並びに河川からの伏流水が地下水帯水層を涵養する区域をいう。
- (8) 水源域 平野に流入する河川及びその集水区域（雨水及び融雪が集まって河川に流入する全ての区域をいう。）をいう。
- (9) 対象事業 地表水又は地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある事業として別表第1に掲げる事業をいう。
- (10) 有害物質使用事業場 有害物質の製造、使用、検査、処理、保管等を行う事業場をいう。
- (11) 有害物質 人の生命、健康に害を及ぼすおそれがある物質として別表第2に掲げる物質をいう。
- (12) 地下工事 集合住宅、橋梁その他の建設に係る基礎工事等で、地下5メートルを超えて杭、コンクリート構造物等の設置、地盤改良等の工事（地質又は地下水の調査のためのボーリング工事、地下水を採取するため管を打ち込む打ち抜き工事を除く。）で地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがある工事をいう。
- (13) 井戸 自噴井又は動力を用いて地下水を採取する施設をいう。

（基本理念）

第3条 地下水は、次に掲げる考えに基づき、保全され、及び管理され、並びに適正に利用されなければならない。

(1) 地下水は、生活用水、環境用水、農業用水、工業用水等として本市の社会経済活動を支える重要な地域資源であるとともに、うちぬき文化を育んできたことに鑑み、これを地域公水と位置付け、市民生活、環境及び産業の持続的な発展に資するように維持されなければならない。

(2) 地下水は、涵養域の保全、節水等により、清澄な水質及び豊富な水量を維持及び回復されなければならない。

(3) 水源域における森林及び森林土壌は、地下水の涵養及び保全と不可分の関係にあることに鑑み、長期的な視野に立ち健全に育成されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するため、総合的かつ計画的な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資する水循環の調査及び研究を行い、その結果を公表する等により地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する情報を市民と共有し、意識の啓発を図るとともに、市民及び事業者等が協力し、及び参加することができる仕組みをつくるよう努めなければならない。

3 市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するため、流域水循環及び地下水に関する教育等を積極的に進めるよう努めなければならない。

4 市は、育水の普及及び啓発に努めるとともに、市民及び事業者等が、育水を実践することができるよう必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

5 市は、市民が水と触れ合う機会及び場を創出するために、水辺環境及び親水空間を保全し、及び活用することにより、地域の発展に努めなければならない。

(市民及び事業者等の責務)

第5条 市民及び事業者等は、育水の考えの下、自ら地下水の保全に努めるとともに、地下水のあるべき姿の実現に向け、それぞれが主体的又は協働で取り組み、市が行う地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するための施策及び事業に協力しなければならない。

2 市民及び事業者等は、地下水の採取に当たっては、常に地下水資源の保全及び採取量の適正化に努めなければならない。

3 市民及び事業者等は、自噴井により地下水を採取する場合は、不使用時の流出防

止に協力しなければならない。

4 市民及び事業者等は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定による西条市地域防災計画に基づき、緊急時の飲料水の確保に協力するなど市の施策に協力しなければならない。

5 市民及び事業者等は、育水の考えに基づき、水源涵養に資するよう水利用の適正化に努め、及び相互に協力しなければならない。

（関連組織等との連携）

第6条 市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用のため、県及び近隣の地方公共団体並びに地下水の利用及び渇水対策に係る協議会等の組織と連携を図るものとする。

2 市長は、渇水により地下水位の低下等が生じるおそれがあると認める場合には、市民、事業者等及び前項に規定する協議会等の組織と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。

3 市長は、渇水により地下水位の低下が生じた場合には、県及び近隣の地方公共団体と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。

4 市長は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の災害時において、地下水の利用に支障が生じたときは、市民、事業者等、県、近隣の地方公共団体及び地下水の利用に係る協議会等の組織と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。

第2章 地下水保全管理計画

第7条 市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用を図るための総合的な計画（以下「地下水保全管理計画」という。）を定めなければならない。

2 地下水保全管理計画は、水循環基本法及び同法第13条第1項に規定する水循環基本計画と整合を図るものとする。

3 地下水保全管理計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。

第3章 地下水の保全及び管理の具体策

第1節 地下水の保全及び管理の基本方針

（対策の実施）

第8条 市長は、地下水の保全及び管理のための対策を実施し、地下水の水質及び水量の保全に努めるとともに、節水及び水の有効利用に関する市民意識の啓発を行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認める場合は、西条市地下

水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、市が講ずる地下水の保全及び管理のための対策について、市民及び事業者等に対し、協力を求めることができる。

(報告、助言、指導及び勧告)

第9条 市長は、地下水を使用する者及び地下水に影響を与え、又は与えるおそれがある者に対し、地下水の保全及び涵養のための措置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は助言し、若しくは指導することができる。

2 市長は、土地の形質を変更する等、地表水又は地下水の水質又は水量に影響を与えるおそれがある行為を行う者に対し、排水対策の実施、土壌の流出、水質の汚濁及び汚染並びに水量の減少の防止等の措置を講ずるよう助言し、指導し、又は勧告することができる。

(地下水の合理的な使用に関する措置等)

第10条 地下水を使用する者は、節水、雨水の使用、水の循環使用、再生水の使用等により地下水の使用量を抑制する等、地下水の合理的な使用に努めなければならない。

2 市長は、地下水の合理的な使用を促進するために必要があると認めるときは、地下水を使用する者に対し、地下水の合理的な使用について必要な助言又は指導を行うことができる。

(地下水の合理的な使用に関する啓発等)

第11条 市長は、地下水の合理的な使用に係る啓発及び当該使用に配慮した節水型機器の普及に努めなければならない。

2 市民及び事業者等は、建築物を建築（節水型機器の新設、増設又は変更を伴うものに限る。）しようとするときは、当該建築物において、地下水の合理的な使用に配慮した節水型機器の設置に努めなければならない。

(常時監視)

第12条 市長は、地下水の水質及び水量の状況を常時監視することができる。

2 市長は、前項の規定による常時監視を行うために必要があると認めるときは、市民及び事業者等に対し、協力を求めることができる。

第2節 対象事業

(水源涵養保全地域の指定)

第13条 市長は、水源域のうち、水源涵養機能の維持増進を図る上で、保全及び管

理が特に必要な地域（以下「水源涵養保全地域」という。）を指定することができる。

2 市長は、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、20日以上の期間を定め、その区域を示す図書を縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定により縦覧に供された図書に示す区域内に居住する者その他の利害関係を有する者は、縦覧期間終了の日までに市長に対し意見を申し出ることができる。

5 市長は、水源涵養保全地域を指定したときは、これを告示しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、水源涵養保全地域の指定を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。

（対象事業の住民説明）

第14条 対象事業を行おうとする者は、あらかじめ、当該事業の計画内容、排水処理方法等について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。

2 前項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

（対象事業の許可申請）

第15条 対象事業を行おうとする者は、前条第2項の規定による報告を行った上で、開発許可申請その他の法令に基づく申請、届出等の前に、規則で定める事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る対象事業について、別表第3に掲げる基準に基づき事業の実施の許可又は不許可を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による許可の決定を受けた者は、許可の決定を受けた内容を変更する場合にあってはあらかじめ市長に申請し、その許可を受け、対象事業の実施を中止する場合にあってはあらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、市長が必要があると認める者については、前条の規定を準用する。

4 市長は、前2項の規定による許可の決定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（対象事業場の設置の着手制限）

第16条 前条第1項の規定により申請している者は、同条第2項の規定による許可の決定を受けた後でなければ、対象事業に係る事業場（以下「対象事業場」という。）

の設置に着手してはならない。

2 市長は、前条第2項又は第3項の規定による許可の決定を受けずに対象事業場の設置に着手した者に対し、当該対象事業場の設置の一時停止を命ずることができる。

(対象事業場の設置完了の届出)

第17条 第15条第2項又は第3項の規定による許可の決定を受けた対象事業場の設置が完了したときは、当該対象事業場を設置した者は、遅滞なく規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、対象事業場ごとに行うものとする。

(対象事業場の廃止の届出)

第18条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該対象事業場を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(規制事業場の設置の制限)

第19条 何人も、第15条第2項の規定による不許可の決定を受けた対象事業場(以下「規制事業場」という。)を市内に設置してはならない。

2 市長は、前項の規定に反して市内における規制事業場の設置に着手し、又は設置した者に対し、当該規制事業場の設置を直ちに中止するよう命じ、市長が定める期限までに原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置をとるよう命ずることができる。

3 前項の規定により規制事業場の設置の中止等を命ぜられた者は、直ちに当該規制事業場の設置を中止し、市長が定める期限までに原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置を講じた上で、市長に届け出なければならない。

第3節 有害物質使用事業場

(有害物質使用事業場の設置等の届出)

第20条 有害物質使用事業場を設置しようとする者は、設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、有害物質使用事業場ごとに行うものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更する場合又は有害物質の製造、使用、検査、処理、保管等を中止する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(有害物質の使用量等の報告)

第21条 市長は、必要に応じて、有害物質使用事業場を設置した者に有害物質の使

用量等の報告を求めることができる。

(有害物質使用事業場の廃止の届出)

第22条 第20条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該有害物質使用事業場を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(有害物質の使用量の削減等)

第23条 有害物質使用事業場を設置した者は、有害物質の使用量を削減し、又は有害物質以外の物質に変更するよう努めなければならない。

(有害物質による汚染の防止)

第24条 有害物質使用事業場を設置した者は、有害物質により土壌、地質、地下水又は大気を汚染しないよう、有害物質を適切に取り扱い、厳重に管理しなければならない。

第4節 地下工事

(地下工事の実施等の届出)

第25条 地下工事を行おうとする者は、建築確認申請その他の法令に基づく申請、届出等の前に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更する場合又は地下工事を中止する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(地下工事の住民説明)

第26条 前条第1項の規定による届出をした者は、地下工事に着手する前に、地下工事の内容、地下水の汚濁、汚染及び水量減少の防止対策等について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。ただし、地下工事の実施場所の周辺に飲用井戸又は水道水源がない場合は、この限りでない。

2 前項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(地下工事の影響調査)

第27条 前条第1項の説明を行った者は、規則で定めるところにより、地下工事に着手する前並びに地下工事の施工中及び施工後に、地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある区域の地下水の水質検査又は水量調査を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、地下工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認める場合は、当該地下工事を行っている者又は行った者に対し、水質検査又は水量調査の地点、項目、周期、期間等を定め、水質検査又は水量調査の実施を命ずることがで

きる。

3 前項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、水質検査又は水量調査の実施により水質又は水量に影響を及ぼした原因を調査し、その結果を市長が定める期限までに市長に報告しなければならない。

4 第2項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、市長に協議の上、地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じなければならない。

5 前項の規定により地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じた者は、当該措置の完了後、速やかに市長に報告しなければならない。

(地下工事の一時停止命令)

第28条 市長は、第25条第1項の規定による届出若しくは同条第2項の規定による変更の届出をせずに地下工事に着手した者又は前条第2項に規定する地下工事を行っている者に対し、当該地下工事の一時停止を命ずることができる。

(地下工事の完了の届出)

第29条 第25条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による変更の届出をした地下工事が完了したときは、当該地下工事を行った者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(地下水の水質及び水量への配慮)

第30条 地下工事を行う者は、地下水の水質及び水量に影響を及ぼすおそれがない工法、資材等を使用し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少の防止に努めなければならない。

(地下工事以外の工事)

第31条 地下工事以外の工事で、地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある工事を行う者は、この節の規定の趣旨にのっとり、地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

2 市長は、地下工事以外の工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認める場合は、当該地下工事以外の工事を行っている者又は行った者に対し、水質検査又は水量調査の地点、項目、周期、期間等を定め、水質検査又は水量調査の実施を命ずることができる。

3 前項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、水質検査又は水量調査の実施により水質又は水量に影響を及ぼした原因を調査し、その結果を市

長が定める期限までに市長に報告しなければならない。

- 4 市長は、第2項に規定する地下工事以外の工事を行っている者に対し、当該地下工事以外の工事の一時停止を命ずることができる。
- 5 第2項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、市長に協議の上、地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じなければならない。
- 6 前項の規定により地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じた者は、当該措置の完了後、速やかに市長に報告しなければならない。

第5節 井戸の設置

(地下水の採取の住民説明)

第32条 地下水を採取しようとする者（消防法（昭和23年法律第186号）に定める消防に必要な水利施設で、規則で定めるものを設置する者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「地下水採取予定者」という。）は、あらかじめ、地下水の採取の内容について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。ただし、周辺住民等が地下水を利用しない場合であって、市長が認める者は、この限りでない。

- (1) 採取量が1日当たり100立方メートル以上の井戸又は揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上ある場合にあつては、その断面積の合計。以下同じ。）が21平方センチメートル以上の井戸を新規に設置しようとする者
- (2) 既存の井戸の変更で変更後の採取量が1日当たり100立方メートル以上の井戸又は既存の井戸の変更で変更後の揚水機の吐出口の断面積が21平方センチメートル以上の井戸を設置しようとする者

- 2 地下水採取予定者は、周辺住民等から求めがあつたときは、次条第1項の規定による調査の結果等について、説明を行わなければならない。
- 3 前2項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(地下水の採取の影響調査)

第33条 前条第1項の説明を行った地下水採取予定者は、地下水を採取した場合における周辺地下水に及ぼす影響を調査しなければならない。ただし、周辺住民等が地下水を利用しない場合であって、市長が認める者は、この限りでない。

- 2 地下水採取予定者は、前項の規定による調査の結果、周辺地下水に影響を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等、必要な措置を講じなければなら

ない。

(地下水の採取の許可申請)

第34条 地下水採取予定者は、井戸の設置工事の着手前60日までに、規則で定める事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。この場合において、第32条第3項の報告は、当該申請前に行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る地下水の採取について、次に掲げる基準に基づき採取の許可又は不許可を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

(1) 周辺の水道水源及び井戸並びに湧水に影響を及ぼさない程度の採取量であること。

(2) 節水及び涵養に関する対策が適切に施されていること。

3 前項の規定による許可の決定を受けた者は、許可の決定を受けた内容を変更する場合にあってはあらかじめ市長に申請し、その許可を受け、地下水の採取を中止する場合にあってはあらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、市長が必要があると認める者については、前2条の規定を準用する。

4 市長は、前2項の規定による許可の決定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

5 市長は、第2項各号に掲げる基準に適合しないと判断したときは、第1項の規定により申請のあった事項の変更又は地下水の採取の中止を命ずることができる。

(井戸の設置の一時停止命令)

第35条 市長は、前条第2項又は第3項の規定による許可の決定を受けずに井戸の設置に着手した者に対し、当該井戸の設置の一時停止を命ずることができる。

(井戸の設置完了の届出)

第36条 第34条第2項又は第3項の規定による許可の決定を受けた者（以下「地下水採取者」という。）は、当該許可を受けた井戸の設置が完了したときは、遅滞なく規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(地下水の採取量の報告)

第37条 地下水採取者は、水量測定器の設置その他の方法により、地下水の採取量を記録し、及び市長の求めに応じて報告するよう努めなければならない。

(専用水道の布設における水量測定器の設置)

第38条 水道法（昭和32年法律第177号）に定める専用水道の水源として地下

水を使用する者は、揚水機を設置するときは、揚水機の吐出口の大きさにかかわらず、水量測定器の設置その他の方法により、地下水の採取量を記録し、及び市長の求めに応じて報告するよう努めなければならない。

(井戸の撤去の届出)

第39条 第34条第3項の規定による届出をした者(第36条の規定による届出をした者を除く。)又は第34条第5項の規定により地下水の採取の中止を命ぜられた者は、市長が定める期限までに当該井戸を撤去し、及び原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置を講じた上で、市長に届け出なければならない。

2 第36条の規定による届出をした者は、井戸を撤去したときは、周辺地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう必要な措置を講じた上で、速やかに市長に届け出なければならない。

第4章 異常時の対策

第1節 汚染時

(汚染状態の基礎的な調査)

第40条 次に掲げる者(以下「関係事業者」という。)は、有害物質により土壌、地質又は地下水が汚染され、規則で定める浄化目標(以下「浄化目標」という。)を超え、又はそのおそれがあると市長が認める土地(以下「汚染地」という。)について、有害物質による土壌、地質又は地下水の汚染状態の概況を把握する調査(以下「基礎調査」という。)を行わなければならない。ただし、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項若しくは第8項、第4条第2項若しくは第3項、第5条第1項若しくは第2項又は第14条第1項若しくは第3項の規定による調査が行われるときは、この限りでない。

(1) 汚染地に有害物質使用事業場を設置している者

(2) 汚染地に過去、有害物質使用事業場を設置していた者

(3) 有害物質を含む物の収集、運搬、処分等の処理に伴い、土壌、地質又は地下水の汚染を引き起こした者

(4) 前3号に掲げるもののほか、土壌、地質又は地下水の汚染に関係したと市長が認める者

2 関係事業者は、基礎調査を行った場合は、その結果を市長に報告しなければならない。

(汚染状態の詳細な調査)

第41条 関係事業者のうち、市長が指定する者(以下「詳細調査実施者」という。)は、汚染地について、有害物質による土壌、地質又は地下水の汚染状態の詳細な調査(以下「詳細調査」という。)を行わなければならない。ただし、土壌汚染対策法第3条第1項若しくは第8項、第4条第2項若しくは第3項、第5条第1項若しくは第2項又は第14条第1項若しくは第3項の規定による調査が行われるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による指定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

(連帯して行う詳細調査)

第42条 詳細調査実施者が2以上あるときは、当該詳細調査実施者は、汚染地の詳細調査を連帯して行わなければならない。

(詳細調査の計画の承認)

第43条 詳細調査実施者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより詳細調査の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

2 詳細調査実施者は、前項の承認を受けた詳細調査の計画の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

(詳細調査の監督等)

第44条 市長は、その職員又は市長が指定する者に、詳細調査を行う汚染地に立ち入らせ、詳細調査を監督することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第2項の規定により承認した詳細調査の計画の内容を変更して詳細調査実施者に調査させることができる。

(詳細調査の結果報告)

第45条 詳細調査実施者は、詳細調査を終了したときは、遅滞なくその結果を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(汚染を浄化する事業)

第46条 関係事業者のうち、市長が指定する者(以下「浄化事業実施者」という。)は、有害物質による土壌及び地質の汚染を浄化する事業(以下「浄化事業」という。)を浄化目標に適合するように行わなければならない。ただし、水質汚濁防止法(昭

和45年法律第138号)第14条の3第1項若しくは第2項又は土壤汚染対策法第7条第1項の規定により措置が講じられるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による指定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

3 第40条から前条までの規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これらの条の規定による基礎調査又は詳細調査(これらの調査に係る手続を含む。)の全部又は一部を省略することができる。

(連帯して行う浄化事業)

第47条 浄化事業実施者が2以上あるときは、当該浄化事業実施者は、汚染地の浄化事業を連帯して行わなければならない。

(浄化事業の計画の承認)

第48条 浄化事業実施者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより浄化事業の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

2 浄化事業実施者は、前項の承認を受けた浄化事業の計画の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

(浄化事業の監督等)

第49条 市長は、その職員又は市長が指定する者に、浄化事業を行う汚染地に立ち入らせ、浄化事業を監督することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第2項の規定により承認した浄化事業の計画の内容を変更して浄化事業実施者に浄化事業を行わせることができる。

(浄化事業の経過報告)

第50条 浄化事業実施者は、その浄化事業の経過について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(浄化事業の終了)

第51条 浄化事業実施者は、浄化事業を終了しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

(詳細調査及び浄化事業の実施命令)

第52条 市長は、詳細調査実施者又は浄化事業実施者が正当な理由なく詳細調査又は浄化事業を行わないと認めるときは、当該詳細調査又は浄化事業を行うことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

(市長が行う基礎調査、詳細調査及び浄化事業)

第53条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に代わって自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行うことができる。

(1) 土壌、地質又は地下水を汚染した者が不明のとき。

(2) 関係事業者の所在が不明のとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長が前項の規定により自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行った場合で、前項各号のいずれにも該当しなくなったときにおける基礎調査、詳細調査又は浄化事業に要した経費の請求については、法令の定めるところによる。

3 市長は、第1項の規定により自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行おうとする場合で、必要があると認めるときは、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

(所有者等の協力)

第54条 汚染地の所有者、占有者又は管理者は、関係事業者、詳細調査実施者若しくは浄化事業実施者又は市長が行う基礎調査、詳細調査又は浄化事業に協力しなければならない。

第2節 渇水時

(渇水時の地下水の採取制限等)

第55条 市長は、渇水により、地下水の採取制限等の必要が生じたと認めるときは、生活用水の確保を優先し、採取量の制限又は井戸の一時停止について、期間を定めて命ずることができる。

第3節 災害時

(災害時における地下水の採取制限等)

第56条 市長は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の災害時において、地下水の採取制限等の必要が生じたと認めるときは、採取量の制限又は井戸の一時停止につい

て、期間を定めて命ずることができる。

第5章 雑則

(立入検査等)

第57条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員若しくは市長が指定する者に、事務所その他関係施設の敷地、建物等に立ち入らせ、若しくは土地の状態、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は土地若しくは建物の所有者、占有者若しくは管理者に必要な報告を求めることができる。

2 第44条第1項、第49条第1項又は前項の規定により立入検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 土地又は建物の所有者、占有者又は管理者は、第1項の立入検査を拒み、又は妨げてはならない。

(改善命令)

第58条 市長は、第15条第2項又は第3項の規定による許可の決定を受けた対象事業場から同条第2項に規定する基準に適合しない排水を排出し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該対象事業を行っている者に対し、施設の構造又は排水処理方法の改善等、当該基準に適合した排水を排出するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、第20条第1項の規定による届出若しくは同条第3項の規定による変更の届出があった場合、第21条の報告があった場合又は前条第1項の規定による立入検査を行った場合において、有害物質使用事業場で製造、使用、検査、処理、保管等をされている有害物質が地下水を汚染し、又はそのおそれがあると認めるときは、有害物質使用事業場を設置した者に対し、地下浸透の防止等、有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

3 市長は、第25条第1項の規定による届出若しくは同条第2項の規定による変更の届出があった場合、第27条第1項の規定による報告があった場合又は前条第1項の規定による立入検査を行った場合において、地下工事により地下水の汚濁、汚染若しくは水量減少又はそのおそれがあると認めるときは、地下工事を行おうとする者又は行っている者に対し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少を生じさせないよう必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

4 市長は、第31条第3項の規定による報告があった場合又は前条第1項の規定に

よる立入検査を行った場合において、地下工事以外の工事により地下水の汚濁、汚染若しくは水量減少又はそのおそれがあると認めるときは、地下工事以外の工事を行おうとする者又は行っている者に対し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少を生じさせないよう必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

5 市長は、井戸で地下水を採取することにより周辺住民等が利用する地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認める場合は、井戸を設置した者又は管理している者に対し、地下水の水質の保全、水量の回復等、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(承継)

第59条 第15条第2項若しくは第3項の規定による許可の決定を受けた者から当該許可の決定を受けた対象事業場を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該許可の決定を受けた者との合併等により業務を引き継いだ者は、当該許可の決定を受けた者の地位を承継する。

2 第20条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者から当該届出をした有害物質使用事業場を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該届出をした者との合併等により業務を引き継いだ者は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 第25条第1項又は第2項の規定による届出をした者との合併等により当該届出をした地下工事を引き継いだ者は、当該届出をした者の地位を承継する。

4 第34条第2項若しくは第3項の規定による許可の決定を受けた者から当該許可の決定を受けた井戸を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該許可の決定を受けた者との合併等により業務を引き継いだ者は、当該許可の決定を受けた者の地位を承継する。

(表彰)

第60条 市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関し、顕著な功績があった者又は団体を表彰することができる。

(地下水保全及び適正利用審議会)

第61条 地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関し必要な事項を審議するため、西条市地下水保全及び適正利用審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に基づく市長の諮問に関する事項その他の地下水の保全及び管理並びに適正な利用のために必要な事項について、必要に応じて調査し、及び審

議する。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第62条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(違反者等の氏名等の公表)

第63条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、その者の氏名等を公表することができる。

(1) 第16条第2項の規定による対象事業場の設置の一時停止命令に違反した者

(2) 第19条第1項の規定に違反して、規制事業場を設置した者

(3) 第19条第2項の規定による規制事業場の設置の中止、原状回復又は代替措置の実施命令に違反した者

(4) 第27条第2項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者

(5) 第27条第3項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者

(6) 第27条第4項の規定による措置を講じない者

(7) 第28条の規定による地下工事の一時停止命令に違反した者

(8) 第31条第2項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者

(9) 第31条第3項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者

(10) 第31条第4項の規定による地下工事以外の工事の一時停止命令に違反した者

(11) 第31条第5項の規定による措置を講じない者

(12) 第35条の規定による井戸の設置の一時停止命令に違反した者

(13) 第39条第1項の規定による井戸の撤去、原状回復又は代替措置を行わない者

- (14) 第57条第3項の規定に違反して、立入検査を拒み、又は妨げた者
- (15) 第58条第1項の規定による基準に適合しない排水に係る必要な措置の実施命令に違反した者
- (16) 第58条第2項の規定による有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置の実施命令に違反した者
- (17) 第58条第5項の規定による地下水の水質の保全、水量の回復等の必要な措置の実施命令に違反した者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

第6章 罰則

第64条 第19条第2項の規定による規制事業場の設置の中止、原状回復又は代替措置の実施命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第2項の規定による対象事業場の設置の一時停止命令に違反した者
- (2) 第19条第1項の規定に違反して、規制事業場を設置した者
- (3) 第27条第2項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
- (4) 第27条第3項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
- (5) 第27条第4項の規定による措置を講じない者
- (6) 第28条の規定による地下工事の一時停止命令に違反した者
- (7) 第31条第2項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
- (8) 第31条第3項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
- (9) 第31条第4項の規定による地下工事以外の工事の一時停止命令に違反した者
- (10) 第31条第5項の規定による措置を講じない者
- (11) 第35条の規定による井戸の設置の一時停止命令に違反した者
- (12) 第39条第1項の規定による井戸の撤去、原状回復又は代替措置を行わない者
- (13) 第57条第3項の規定に違反して、立入検査を拒み、又は妨げた者
- (14) 第58条第1項の規定による基準に適合しない排水に係る必要な措置の実施命令に違反した者

(15) 第58条第2項の規定による有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置の実施命令に違反した者

(16) 第58条第5項の規定による地下水の水質の保全、水量の回復等の必要な措置の実施命令に違反した者

第65条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第13条、第61条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 審議会による調査及び審議その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(西條市地下水の保全に関する条例の廃止)

3 西條市地下水の保全に関する条例（平成16年西條市条例第2号）は、廃止する。

(西條市環境基本条例の一部改正)

4 西條市環境基本条例（平成18年西條市条例第30号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(既存事業場等の取扱い)

5 市長は、この条例の施行の際、第1条の目的を達成するため、次に掲げる者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(1) 対象事業を行っている者及び対象事業を行うための対象事業場の設置に着手している者

(2) 有害物質使用事業場を設置している者及びその設置に着手している者

(3) 地下工事に着手している者

(4) 井戸を管理している者及び井戸の設置に着手している者並びに専用水道を管理している者及び専用水道の設置に着手している者

(対象事業に関する経過措置)

6 この条例の施行の際、前項第1号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で

定める事項を届け出なければならない。

(有害物質使用事業場に関する経過措置)

7 この条例の施行の際、附則第5項第2号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。

(地下工事に関する経過措置)

8 この条例の施行の際、附則第5項第3号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。

(井戸の設置等に関する経過措置)

9 この条例の施行の際、現に第32条第1項各号に規定する井戸の設置に着手している者は、井戸の設置が完了したときは、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。

10 前項の規定による届出をした者については、第37条の規定を準用する。

11 この条例の施行の際、現に第32条第1項各号に規定する井戸を管理している者及び専用水道を管理している者については、第37条及び第38条の規定を準用する。

(審議会の委員の任期に関する経過措置)

12 第61条第5項の規定にかかわらず、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、令和7年3月31日とする。

(罰則に関する経過措置)

13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

対象事業	
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物処分業及び産業廃棄物処分業
2	ゴルフ場を営む事業
3	砕石業
4	採石業
5	砂利採取業(河川の氾濫防止及び河床目詰まり防止のための工事は除く。)
6	生コンクリート又はセメント製品製造業
7	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)

- | | |
|---|--|
| 8 | 有機化学工業製品製造業 |
| 9 | その他地表水又は地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれのある事業として市長が認めるもの |

別表第2（第2条関係）

有害物質	
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1, 2-ジクロロエタン
14	1, 1-ジクロロエチレン
15	1, 2-ジクロロエチレン
16	1, 1, 1-トリクロロエタン
17	1, 1, 2-トリクロロエタン
18	1, 3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物

24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）
28	1，4－ジオキサン
29	ダイオキシン類

別表第3（第15条関係）

1 排水の汚染状態に関する事項

対象事業場から排出される排水の汚染状態に関する基準は、法令に定めるもののほか、水源涵養保全地域については、次のとおりとする。

項目	基準値	測定方法
(1) 生活環境に関する項目		排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定により環境大臣が定める方法
化学的酸素要求量（COD）	20 mg/L以下	
生物化学的酸素要求量（BOD）	20 mg/L以下	
浮遊物質（SS）	20 mg/L以下	
(2) 人の健康の保護に関する項目		地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）に定める方法。ただし、有機燐については、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）K0102に定める方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	
全シアン	検出されないこと。	
有機燐	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.02 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
1，2－ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	

1, 1-ジクロロエチレン	0. 1 mg/L以下	
1, 2-ジクロロエチレン	0. 0 4 mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 0 0 6 mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0. 0 0 2 mg/L以下	
チウラム	0. 0 0 6 mg/L以下	
シマジン	0. 0 0 3 mg/L以下	
チオベンカルブ	0. 0 2 mg/L以下	
ベンゼン	0. 0 1 mg/L以下	
セレン	0. 0 1 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
ふっ素	0. 8 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 0 mg/L以下	
クロロエチレン	0. 0 0 2 mg/L以下	
1, 4-ジオキサン	0. 0 5 mg/L以下	
(3) その他の項目		水質基準に関する省令
亜鉛	1. 0 mg/L以下	(平成15年厚生労働
アルミニウム	0. 2 mg/L以下	省令101号)に定める
鉄	0. 3 mg/L以下	方法。ただし、ダイオキ
銅	1. 0 mg/L以下	シン類については、ダイ
ナトリウム	2 0 0 mg/L以下	オキシシン類による大気
マンガン	0. 0 5 mg/L以下	の汚染、水質の汚濁(水
陰イオン界面活性剤	0. 2 mg/L以下	底の底質の汚染を含む。
非イオン界面活性剤	0. 0 2 mg/L以下	。)及び土壌の汚染に
フェノール類	0. 0 0 5 mg/L以下	係る環境基準(平成11
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下	年環境庁告示第68号)
		に定める方法
(4) 農薬類(ゴルフ場に適用)		
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針(令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知)に定める項目、基準値及び測定方法		

2 有害物質の取扱い、処分等に関する事項

有害物質の取扱い、処分等に関し、次に掲げる事項が守られているものであること。

(1) 有害物質及びその中間生成物並びにこれらの有害物質等を含むおそれのある物並びに油分が流出するおそれのある物は、地下に浸透しないよう厳重に取り扱わなければならない。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4に規定する感染性産業廃棄物又は特定有害産業廃棄物を処分するものでないこと。

(3) 廃棄物の処分をしようとする場合は、あらかじめ、次に掲げる水質に係る調査を実施し、影響が想定される場合は対策を講ずること。

ア 計画地の周辺の水質調査

イ 計画地の周辺に井戸がある場合は、その水質調査

ウ 浸出水の防止対策

エ その他水質に関して必要と認められる調査及び対策

(4) 廃棄物の処分に当たっては、事業場からの排水はその全量を適切に処理するとともに、水処理施設からの排水は施設区域内で循環再利用を図り、施設区域外への流出を極力抑制すること。

(5) 廃棄物の処分施設等から排出し、及び浸出する排水は、その全量を貯留すること。また、その貯留施設からの排水は処理を行った後、排出すること。

3 ゴルフ場に関する事項

ゴルフ場において使用される農薬等により地下水が汚染されるのを未然に防止するため、次に掲げる事項が守られているものであること。

(1) ゴルフ場において病虫害等の防除のために使用する農薬は、適正に使用すること。

(2) 頻繁に農薬を使用するグリーン等からの排水は原則として排水系統を分離し物理化学的処理を行い、貯水池に魚類を飼うなど排水の安全性を確かめるとともに、処理水は芝生への散水等の再利用に努めること。

(3) ゴルフ場において使用する除草剤、殺虫剤、殺菌剤等について、これらの農薬が地下水に混入した場合でも十分に安全であると判断し得る資料を提出すること。

- (4) 農薬の使用について、可能な限り使用量を削減するよう努めること。
- (5) 農薬等の散布は、散布直後の降雨により公共水域へ流出することのないよう適切な散布計画を立案すること。

4 その他の事項

その他地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないため、次に掲げる事項が守られるものであること。

- (1) 各基準事項の遵守の状況を確認するための報告及び対象事業場への立入検査等に協力するとともに、地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないための改善等の指導に従うこと。
- (2) 土地の改変を伴う造成工事を行う必要がある場合には、工事着手から仮設工事段階を経て本工事に至る全ての段階で地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう万全を期すこと。また、ゴルフ場の造成等に当たっては、開発区域内の水の流れ及び排水経路を現地調査により把握し、地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう万全を期すこと。
- (3) 対象事業場から河川等の公共水域に排水するに当たっては、排水する公共水域の水質を汚濁するものでないこと。
- (4) 将来にわたって地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼすおそれのないものであること。